



ムトゥアゲン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 1 of 8

異議申立と争事

承認者 :

作成者 :

代表取締役、

顧問

認証部長、課長

発行番号 : MALQ-09 -2-

配布先 : MALL ALL STAFF

配布年月日 : 01 JUL., 2009



ムトゥアゲン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09 異議申立と争事	
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 2 of 8

配布区分 : 管理 非管理

目次

番号	題	ページ
	異議申立と争事	1
	目次	2
	訂正シート	3
09-1.	趣旨・目的	4
09-2.	適用の範囲	4



ムトゥアゲン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG			
MALQ-09		異議申立と争事	
発行番号	: 2	訂正番号	: 0
発行年月日	: 01 JUL 2002	ページ	: 3 of 8

09-3.	定義	4
09-4.	参照資料	4
09-5	責任	5
09-6.	手順 (プロシジチャー)	5
	6.1 認証事業者の異議申立と争事	5
	6.2 資料作成	6
	6.3 判定審査委員会 (チーム)	7
09-7	再発防止策	8
09-8	資料化	8



ムトゥアグン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 4 of 8

訂正シート

No	訂正記述	発行番号	訂正番号	訂正年月	サイン
1	新規作成	1	0	01 JUL.,2002	
2	全般変更	1	0	01JUL.,2005	
3	登録更新申請のため 再精査	1	0	01 JUL.,2009	
4	4.2 ISO/IEC 17065 へ変更	1	1	01AUG.,2012	
5	6.2.1 及び 6.2.2 注記 追加	1	1	01AUG.,2012	
6	5.5 代表取締役の責任 を追加	1	1	01AUG.,2012	
7	ロゴマークの変更	1	1	01AUG.,2012	



ムトゥアゲン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 5 of 8

8	6.1.2 異議申立て者 に対して異議申立書 を受理したことの通 知を追加	1	1	01AUG.,2012	
9	変更 8 に伴い、従来の 6.1.2 を 6.1.3 へ変更	1	1	01AUG.,2012	
10	6.3.7 情報の機密化の 追加	1	1	01AUG.,2012	
11	9-7 再発防止策の追加	1	1	01AUG.,2012	
12	認定副本部長追加	1	2	27AUG.,2015	
13	認定の用語を認証へ 変更	1	3	29 OCT.,2018	
14	認証上席副本部長を 追加	1	3	29 OCT.,2018	
15	ロゴマークの変更	2	0	18 SEP.,2021	



ムトウアグン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 6 of 8

09-1 趣旨・目的

この手法（プロシジューア）の趣旨、目的は、認証事業者への警告、認証取消し勧告及び取消し或いは農林水産大臣への報告といったムトウアグン・ルスタリ(株) (MAL) JAS 認証本部の決定に対して、認証事業者が異議を申し立てる、又は両者の争事を解決するためのメカニズムを明確にすることである。

09-2 適用範囲

手法（プロシジューア）はムトウアグン・ルスタリ(株) (MAL) の決定への異議申立と争事に関する諸事項を網羅するものである。

09-3 定義



ムトゥアグン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 7 of 8

09-4 参照資料

- 4.1 ムトゥアグン・ルスタリ(株) (MAL) の JAS 品質規定マニュアル
- 4.2 ISO/IEC 17065 適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項
- 4.3
- 4.4 インドネシア国家標準局ガイドライン (Pedoman BSN) BSN 401 – 2000, 製品認証機関の一般的必要条件 (Persyaratan Umum Lembaga Sertifikasi Produk)



ムトゥアゲン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 8 of 8

09-5 責任

5.1 審査・監査、認証業務(庶務)コーディネーター

審査・監査、認証業務コーディネーターは異議申立と争事関係業務を遂行する責任がある。

5.2 認証課長(オペレーションマネジャー)

認証課長(オペレーションマネジャー)は、判定審査委員会(チームパネル)が評価すべき必要な資料を準備する責任がある。



ムトゥアゲン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 9 of 8

5.3 ゼネラルマネジャー (本部長、上席副本部長、副本部長、部長)

ゼネラルマネジャーは、判定チームが評価すべき必要な資料を準備する責任がある。

5.4 判定審査委員会 (チーム)

判定チームは、異議申立を精査し証拠資料をもとに最終的な決定を下す責任がある。

5.5 代表取締役

認証課長、認証部長、認証副本部長、認証上席副本部長、又は認証本部長が、認証事業者からの異議申立ての利害の抵触に関わる場合、代表取締役は、該当する認証業務に従事しなかった者であって、過去 2



ムトゥアグン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 10 of 8

年間にコンサルタント等を行っていない利害の抵触のない者を割り当てる責任がある。

09-6 手法 (プロシジチャー)

6.1 認証事業者の 異議申立と争事

6.1.1 いかなる事由、理由によっても、ムトゥアグン・ルスタリ(株) (MAL) JAS

認証本部が通知する内容が原因で何等の不都合、争事が起きた場合認証事業者は異議申立てをする権利がある。

6.1.2 苦情の書類を受け取ったら、認証部長は、認証機関が責任を負う認証活

動に関連する異議申立てかどうかを確認しなければならない。

6.1.3 申出者に異議申立て書を受理したことを通知する。



ムトゥアグン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 11 of 8

6.1.4 全ての異議申立は、通知書を受理した日より7日間以内に判定チームの評価を受けるべく、関係ある事実やデータを証明する関係資料をつけて文面でゼネラルマネジャー宛てに提出する。

6.2 資料作成

6.2.1 認証課長は、審査・監査、認証業務コーディネーターから異議申立の資料を受理した時、異議申立の記録 (MALQ-020)に記入し、資料の作成をする。

6.2.2 認証課長は通知書発行を裏付ける MAL の 資料を準備する。 その際、異議申立ての解決及び決定に達するために必要な全ての情報及び記録を調べ、検証に責任を持たなければならない。

- a. 異議申立の記録のコピー
- b. 認証事業者 の異議申立の 資料
- c. 通知書発行を裏付ける MAL の 資料



ムトゥアグン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 12 of 8

6.2.3 認証課長より提出された資料のレビューを認証部長が行う。レビューを終えた資料は、速やかに判定チームに提出される。

6.3 判定チーム

6.3.1 判定チーム委員長は、その委員長を入れて最低3名からなるチームで編成する。その他の2名は適正ある判断、決定結果を得るために、中立、独立している者でなければならない。判定チームは異議申立を判定すべく提出される全ての資料を精査、評価する。

6.3.2 異議を申立っている認証事業者は判定チームの構成への異議を申し立てる権利がある。その異議は、それを支持するか却下するか、判定チーム委員長とメンバーが全員出席する会議の席で検討、討議されなければならない。必要な場合、同チームメンバーの構成を変更することもできる。



ムトゥアグン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 13 of 8

判定チームの決定は最終的な決定であり、ムトゥアグン・ルスタリ(株) (MAL) と 認証事業者間、両者を束縛するものです。

6.3.3 異議申立に関して一度でも最終決定が出されたら、この決定について修正や変更をするための争事当事者間のどちらからも反対見解を表明することはできない。

6.3.4 判定チームは、6.2.2 のレビューを終えた資料を精査し、最終決定を行う。

6.3.4 判定チームの決定を受理した時認証部長は、異議申立の記録を充足させ文書をもって認証事業者に決定を通知する、その結果につき適切な対応策、アクションを取るために認証課長にも提出し指示する。

6.3.5 異議申立が実証、肯定されている場合、認証課長は通知書を取り下げる。

6.3.6 その決定が通知され理解、了承されていなければ判定チームは、取締役



ムトゥアグン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09	異議申立と争事
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 14 of 8

社長の指示を仰ぎながら適切な対応策、アクションを取る責任がある。

6.3.7 苦情申立者から得られた認証事業者に対する情報は、機密として取り扱わなければならない。

6.3.8 異議申立ての究明の過程と成果に関連した全ての記録は、業務（庶務）コーディネーターが、最低5年間これを資料として保管し、過去のデータの追跡可能な状態とする。

9-7 再発防止策

ムトゥアグン・ルスタリ(株)(MAL)は、全ての異議申立てに対して、更なる異議申立てに適切に対応すると共に、必要な再発防止策等の処置を講ずること。

09-8 資料化



ムトゥアグン・ルスタリ(株) (MAL) PT MUTUAGUNG	
MALQ-09 異議申立と争事	
発行番号 : 2	訂正番号 : 0
発行年月日 : 01 JUL 2002	ページ : 15 of 8

この手法は、インドネシア語その他の言語でプリント、ディスクット、ハードディスクの媒体をもって、資料化され、どちらも同等な法的意義及び効力を有するものとする。必用事項については、インターネットその他の手段で情報提供される。